

## 研究ノート

# アメリカにおける 仮釈放のない終身刑と死刑

—— 社会復帰の放棄からその同質性を見る ——

唐 春 楊\*

- I はじめに
- II 仮釈放のない終身刑と死刑との限定的な相違点：理論上の釈放可能性の有無
- III 仮釈放のない終身刑と死刑との同質性：事実上の社会復帰の放棄
- IV おわりに

## I はじめに

筆者は以前、仮釈放のない終身刑は、死刑の代替刑になりうるのか、という問題意識の下で論稿を発表したことがある。そこでは、仮釈放のある終身刑は長い歴史を持っている一方、仮釈放のない終身刑は、1976年以降から導入された新しい刑罰であるところ、仮釈放のない終身刑は、一般的にいわれているような、死刑を代替するために導入され、適用されるものではなく、むしろ、厳罰化とともに設けられた制度であることを明らかにした。そして、仮釈放のない終身刑は、死刑と同じ問題点又は死刑以上の問題を抱えるため、死刑の代替刑になり得ないと主張した。検討する際に、アメリカでの学説や、受刑者の角度などから、仮釈放のない終身刑は死刑と同じ、残虐で社会復帰を放棄する刑罰であるため、同質性を有することを一応指摘した<sup>1)</sup>。

---

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第20巻第1号 2021年3月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

1) 拙稿「アメリカにおける終身刑の最新動向について」一橋法学第18巻3号129頁以下（2019年）。

もとより、仮釈放のない終身刑と死刑との同質性を検討するにあたり、学説だけではなく、仮釈放のない終身刑の立法、仮釈放のない終身刑をめぐる判例などから、その性質を一層厳密に分析し、把握することが重要である。すなわち、どのような概念、範囲の下で、死刑と同質性を有するのか、ということを明らかにすることが必要である。本来ならば、仮釈放のない終身刑に社会復帰という要素がないことは概念上明らかである。改めてこれを検討する必要があるのは、本論文の第Ⅱ章で取り上げる判決が示すように、恩赦の可能性があるため、仮釈放のない終身刑も、社会復帰という要素を有するといえる可能性があるからである。

上述した問題を明らかにするために、本稿は、前回の研究成果を踏まえ、第Ⅱ章では、仮釈放のない終身刑そのものに着目し、「仮釈放のない終身刑で死刑を代替する」という概念の源とされる *Schick v. Reed* 判決<sup>2)</sup>、および、それと関連する *Harmelin v. Michigan* 判決<sup>3)</sup>の理由付けを紹介し、仮釈放のない終身刑と死刑の相違点を検討する。第Ⅲ章では、仮釈放のない終身刑の適用を制限する、または禁止する判例、特に、法改正に影響を及ぼした判例を素材にして、仮釈放のない終身刑の本質を示す。第Ⅳ章では、判例の理由付けに基づき、仮釈放のない終身刑と死刑には、相違点は限定的あることを認め、両者の事実上の共通点を導く。さらに、近代刑罰の主な目的の1つである受刑者の社会復帰という観点からみれば、両者が、共に社会復帰を否定するため、同質性を有することを主張し、今後の死刑の代替刑を検討する際には、より慎重に行う必要があると提言したい。

本稿は判例を素材にするとはいえ、本稿の目的は、各判例の直接的な効果を改めて論じることではない。判例の結果にとどまらず、新たな視点で、仮釈放のない終身刑の本質を論じた判決の理由の判断を分析する。

## Ⅱ 仮釈放のない終身刑と死刑との限定的な相違点： 理論上の釈放可能性の有無

1972年の *Furman v. Georgia* 判決<sup>4)</sup>により、アメリカにおいて、当時の死刑

---

2) 419 U.S. 256 (1974).

3) 501 U.S. 957 (1991).

制度は、違憲とされた。1974年の *Schick v. Reed* 判決によれば、死刑が適用されうる犯罪の場合、大統領の恩赦により、死刑を仮釈放のない終身刑まで減刑することができる。1976年の *Gregg v. Georgia* 判決により、死刑自体は、憲法に違反せず、一定の基準を満たせば、その死刑制度は合憲であるとされた。そして、1991年の *Harmelin v. Michigan* 判決により、仮釈放のない終身刑は、死刑が適用されうる犯罪以外の犯罪に対しても科すことができる。また、死刑のような高度な手続上の保障がなくても、仮釈放のない終身刑を言い渡すことは、憲法に違反しないとされた。

*Schick* 判決の法廷意見は、主に大統領の恩赦権について論じていたが、仮釈放のない終身刑の性質についても言及した。

1954年、当時日本に滞在する米軍曹長であった上訴人 Maurice L. Schick は、8歳の少女を殺害し、軍法会議で死刑を言い渡された。控訴審は、原判決を維持した。1960年、統一軍事法典の規定により、本件は、当時的大統領に最終審査を受けた。大統領は、上訴人の死刑を終身刑に減刑した。ただし、存命中に厳しい労役をしなくてはならず、連邦刑法や軍事法による仮釈放、執行猶予、または刑の削減などを受ける権利を持たないとされた<sup>4)</sup>。1971年、上訴人は自分の仮釈放を求めるために訴訟を起こしたが、1審と2審とも仮釈放委員会の決定を維持し、上訴人の主張を却下した。そしてアメリカ連邦最高裁も、1審と2審の判決を維持した<sup>5)</sup>。

*Schick* 判決の法廷意見の末尾部分で、仮釈放のない終身刑に対して多少の評価がなされた。「実際、前述したように、1960年に大統領の減刑命令によって死刑からは確実に免れることになった。また、上訴人は、現在または将来の大統領に、完全な恩赦、減刑、あるいは仮釈放制限の取消を求めることができる」<sup>7)</sup>と判示した。すなわち、仮釈放のない終身刑は、死刑より軽い刑罰であると認定さ

---

4) 408 U.S. 238 (1972).

5) *Schick*, 419 U.S. at 258.

6) *Id* at 258-259.

7) *Id* at 268.

れた。

その後の1976年、*Gregg v. Georgia* 判決は、死刑自体が憲法に違反するものではないと判示した。その結果、現在のアメリカにおいては、死刑と仮釈放のない終身刑両方とも法定刑として適法に存在している。

実際のところ、仮釈放のない終身刑は、死刑が適用されうる犯罪のみ適用されているものではなく、非殺人事件ないし非暴力事件にも適用されている。1991年の *Harmelin v. Michigan* 判決により、重大性が認められれば、非暴力的犯罪であっても、仮釈放のない終身刑を科すことは、憲法に違反しないとされた。*Harmelin* 判決は、非暴力的犯罪である麻薬犯罪に対する仮釈放のない終身刑の判決がなされた判例である。これもアメリカ合衆国憲法修正第8条についての著名な判例であるため、これを紹介し、検討する文献は複数存在する<sup>8)</sup>。

*Harmelin* は、コカインを所持したとして、仮釈放のない終身刑を必要的に科された。州控訴裁判所は、原判決を維持した<sup>9)</sup>。本判決の主文は原判決を維持するものである。

死刑事件の場合、死刑が著しく罪刑の均衡を失するものではなくても、死刑の量刑を個別的に判断しなければ（つまり、類型的に量刑されれば）、その死刑判決は、残虐で異常なものであるといえるとするものである。*Harmelin* は死刑事件の基準を必要的仮釈放のない終身刑事件に拡大するよう要求したが、連邦最高裁は、死刑がその他の刑罰とは異なることを理由として、その要求を却下した<sup>10)</sup>。

---

8) 例えば、岡上・前掲注25)「アメリカ合衆国最高裁判所判例における罪刑の均衡原則と修正八条」35頁以下、佐伯仁志「650グラム以上のコカイン所持罪に対するパロールの可能性のない絶対的終身刑は「残酷かつ（又は）異常な刑罰」にあたるか——*Harmelin v. Michigan*, 111 S. Ct. 2680 (1991); *People v. Bullock*, 485 N. W. 2d 866 (Mich. 1992)」アメリカ法1994年1号185頁以下（1994年）、門田成人「非死刑事件における罪刑均衡原則について——*Harmelin v. Michigan* 事件判決から」阪大法学44巻2・3号505頁以下（1994年）、中島広樹「罪刑均衡について——アメリカ合衆国の常習累犯加重との関係」平成法政研究6巻1号61頁以下（2001年）、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁Ⅰ——残虐で異常な刑罰、公平な陪審裁判』209頁以下（成文堂、2006年）等。

9) *Harmelin*, 501 U.S. at 957.

10) *Id* at 996.

被告人に処せられた仮釈放のない終身刑について、連邦最高裁は次のように判断した。「上訴人の事件の場合、確かに、一部の柔軟な技術 (flexible techniques) による刑罰の削減は排除されたが、あらゆる手段が排除されたということではない。遡及効のある立法による法定刑の引き下げ、および恩赦の可能性は、まだ残っている」<sup>11)</sup>という。

*Schick* 判決により、死刑から、すでに仮釈放のない終身刑に減刑されている場合、*Furman* 判決の効果の影響を受けないとされた。*Harmelin* 判決によれば、仮釈放のない終身刑は、死刑が適用されうる犯罪のみならず、重大であると判断されたら、非暴力的犯罪に対しても適用できる。また、死刑のような高度な手続上の保障がなくても科すことができる。すなわち、個別的に量刑判断をせずに、必要的科刑ができる。

以上のように、現在のアメリカにおいて、死刑と仮釈放のない終身刑は、両方とも、その刑罰自体が、憲法に違反しないとして認められている。*Schick* 判決と *Harmelin* 判決の2つの判例は、仮釈放のない終身刑が死刑より軽い刑罰であると論じた。しかし、*Schick* 判決で述べられた理由としては、仮釈放のない終身刑受刑者は、まだ「大統領に、完全な恩赦、減刑、あるいは仮釈放制限の取消を求めることができる」というものであった。*Harmelin* 判決は、「遡及効のある立法による法定刑の引き下げ、および恩赦の可能性は、まだ残っている」と論じた。すなわち、仮釈放のない終身刑と死刑の相違点、言い換えれば、仮釈放のない終身刑は死刑より軽い理由は、執行によって生命を奪わないほかに、理論上に、釈放の可能性はまだ存在するのである。

*Harmelin* 判決の後、多くの州が麻薬犯罪を含め、その他の犯罪にも仮釈放のない終身刑を導入した。ただし、仮釈放のない終身刑の適用を制限する傾向もある。その具体的な内容は、次の章で検討する。

---

11) *Id.*

### Ⅲ 仮釈放のない終身刑と死刑との同質性： 事実上の社会復帰の放棄

*Solem v. Helm* 判決<sup>12)</sup>は、初めて、仮釈放のない終身刑が憲法に違反するとした判例である。そして近年において、仮釈放のない終身刑の適用を制限する判決が出された。すなわち、少年事件の *Graham v. Florida* 判決<sup>13)</sup>と *Miller v. Alabama* 判決<sup>14)</sup>である。この3つの判例は、アメリカ連邦最高裁による判例である。それらは直接に、仮釈放のない終身刑はアメリカ憲法に違反するとは判示しなかったが、いずれも、前章の判例と異なる視点から、仮釈放のない終身刑の性質を論じていた。また、ワシントン州において、少年に対する仮釈放のない終身刑を全面的に否定する *State v. Bassett* 判決<sup>15)</sup>が出された。本章では、まず、前章のように、連邦最高裁による3つの判例のなかでも、仮釈放のない終身刑の性質を論じる部分を取り上げて紹介する。そして、*Bassett* 判決を検討する。最後は、前述した判例の判決理由から、仮釈放のない終身刑の本質を抽出する。

#### 1. 部分的に仮釈放のない終身刑を否定した判決

1975年まで、*Helm* は6つの有罪判決を受けた。すべて暴力的犯罪でなければ、対人犯罪でもない。そして、アルコールは、いずれの事件においてもその誘因とされた<sup>16)</sup>。1979年、*Helm* は、100.1ドルの架空小切手（“no account” check）を

---

12) *Solem v. Helm*, 463 U.S. 277 (1983). *Helm* 判決の趣旨は罪刑均衡にある。罪刑均衡・比例原則を中心として、*Helm* 判決を検討する論文はすでに複数があった。例えば、鈴木義男「罪刑の均衡——アメリカの現状」判例タイムズ510号53頁以下（1984年）、鈴木義男『アメリカ刑事判例研究第二巻』124頁以下（成文堂、1986年）、手塚雅之「*Solem v. Helm*, 51 U.S.L.W. 5019 (U.S. June 28, 1983)」・比較法雑誌18巻1号143頁以下（1984年）、岡上雅美「アメリカ合衆国最高裁判所判例における罪刑の均衡原則と修正八条——*Harmelin v. Michigan*, S. Ct. 2680 (1991) を契機として」早稲田法学69巻2号47-50頁（1993年）、門田成人「非死刑事件における罪刑均衡原則について～再論～——*Ewing v. California* 事件判決を素材に」神戸学院法学34巻3号977-979頁（2005年）等。

13) 560 U.S. 48 (2010).

14) 567 U.S. 460 (2012).

15) *State v. Bassett*, No. 94556-0, 2018 WL 5077710 (Wash. Oct. 18, 2018). <https://www.courts.wa.gov/opinions/pdf/945560.pdf>

16) *Helm*, 463 U.S. at 279-280.

振り出した罪で起訴された<sup>17)</sup>。第1審では、仮釈放のない終身刑を言い渡され、サウスダコタ州最高裁もその判決を認めた。刑を執行した2年後、彼は州知事に対して、彼の終身刑を定期刑に減刑するよう申し入れたが、拒否された。その後、Helmはアメリカ連邦サウスダコタ州地方裁判所に人身保護を申請したが、却下された。しかし、アメリカ第8巡回控訴裁判所は、「サウスダコタ州の終身刑が、社会復帰を刑事司法の目的と認めておらず」、Helmの犯行の性質、刑罰の性質及びその他の州の同一犯罪に対する刑罰を比較した後、Helmに対する刑罰が、「その罪とは極めて罪刑の均衡を失する」という結論を出した。そのため、連邦控訴裁判所は、サウスダコタ州はHelmに対する刑を改めない限り、人身保護令状を出すべきであると連邦地方裁判所に要求した<sup>18)</sup>。

本件は連邦最高裁まで上訴され、連邦最高裁は控訴審の判決を維持した。法廷意見は、主に比例原則について論じていた。判決の結論は、相対的に軽微な犯罪に対する仮釈放のない終身刑が、罪刑の均衡を失する処罰であるとするにとどまった。しかし、仮釈放のない終身刑の性質についての論述は、その結論に達するための重要な根拠である。

州側は、Helmが州知事から減刑を受ける可能性があるため、それは、仮釈放の可能性と一致すると主張したが、連邦最高裁はそれを認めなかった。なぜならば、仮釈放はほとんどの事件において、一定の基準に従い、一般的に釈放が期待できる政策であるのに対して、減刑は一時的な行政的寛容な措置であり、基準がないからである<sup>19)</sup>。実際にも、サウスダコタ州においては、最近の8年間、仮釈放の許可は定期的に行われている一方、減刑が行われたことはない<sup>20)</sup>とされた。

少年に対して仮釈放のない終身刑を科す事件について、連邦最高裁による最も有名な2つの判決がある。それは *Graham v. Florida* 判決、*Miller v. Alabama*

---

17) *Id* at 281.

18) *Id* at 282-284.

19) *Id* at 300-301.

20) *Id* at 302.

判決である。少年法や脳科学・神経科学などの視点から、両判決を紹介、研究する文献<sup>21)</sup>は多くある。*Helm* 判決と類似するように、両判決は、仮釈放のない終身刑そのものを禁止したわけではなく、罪刑の均衡を失する刑罰を禁止する。特に、*Miller* 判決の結論は、少年による殺人犯罪の場合、死刑事件のような量刑の個別化が要求されるべきであるところにとどまっている<sup>22)</sup>。しかし、仮釈放のない終身刑の性質に関する論述は、一般的に受け入れられるであろうと考える。

*Graham* 判決によれば、少年の非殺人犯罪に対する仮釈放のない終身刑の重さ、刑罰の目的（すなわち、応報、予防、無能力化、社会復帰<sup>23)</sup>）から少年に対する仮釈放のない終身刑の正当性を証明することの不十分さ、少年の責任能力の制限などから見ると、その刑罰は残虐で異常である。州は必ず自由に戻れると保障する必要はないものの、社会復帰できたことを証明した上で、現実的に、釈放の機会を与えなければならない<sup>24)</sup>。

仮釈放のない終身刑は、法律によって許可された2番目の重さを有する刑罰で

---

21) 例えば、野村健太郎「英米刑事法研究（19）——量刑：Graham 判決」比較法学 45 巻 1 号 167-169 頁（2011）、堤和通「アメリカ刑事法の調査研究（133）——Miller v. Alabama, 132 S. Ct. 2455（2012）」比較法雑誌 46 巻 3 号 461 頁以下、新倉修「少年の刑事事件における量刑——アメリカ連邦最高裁判所 Miller 判決をめぐって」齊藤豊治先生古稀祝賀『刑事法理論の探求と発見』603 頁以下（成文堂、2012）、勝田卓也「仮釈放なしの終身刑を義務的なものとする量刑制度は、殺人を犯した少年に対する場合でも第8修正を侵害する——Miller v. Alabama, 132 S. Ct. 2455（2012）」アメリカ法 170 頁以下（2013）、今出和利「アメリカ少年司法と合衆国憲法修正第8条に関する判例の動向について——絶対的終身刑をめぐる連邦最高裁『ミラー判決』（2012年）を中心に」東洋法学 57 巻 3 号 139 頁以下（2014）、本庄武『少年に対する刑事処分』355 頁以下（現代人文社、2014）、本庄「脳科学・神経科学と少年の刑事責任」犯罪社会学研究 42 号 33 頁以下（2017）、海瀬弘章「アメリカ少年司法の新しい潮流とわが国への示唆（上）（下）」季刊刑事弁護 80 号 179 頁以下（2014）、81 号 99 頁以下（2014）、山口直也「米国少年司法の新動向」『自由と安全の刑事法学——生田勝義先生古稀祝賀論文集』713 頁以下（法律文化社、2014）、山口「脳科学・神経科学の進歩が少年司法に及ぼす影響」自由と正義 66 巻 10 号 30 頁以下（2015）、山口「少年法適用年齢引き下げに関する議論の在り方」犯罪と刑罰 26 巻 125 頁以下（2017）、山口「脳科学・神経科学と適正手続保障——米国連邦最高裁 J.D.B. v. North Carolina 判決の検討を中心に——」犯罪社会学研究 42 号 50 頁以下（2017）、などの研究がある。

22) *Miller*, 567 U.S. at 490.

23) *Graham*, 560 U.S. at 71 (quoting *Ewing v. California*, 538 U.S. 11, 25 (2003) (plurality opinion)).

24) *Id.* at 75.

あり、死刑とは異なる刑罰であるものの、死刑とは別の刑罰がない特徴を共有する。州は受刑者を処刑しないが、その判決は不可逆的であり、受刑者を生涯拘禁する。それは、改善の希望を与えないこと、最も根本的自由権を奪うことであるゆえ、少ししかない恩赦の可能性は、刑罰自体の厳しさを減らすことはない<sup>25)</sup>。仮釈放のない終身刑は、社会復帰を目的とせず、その理念を徹底的に放棄する<sup>26)</sup>。州は、非殺人犯罪で有罪判決を受けた少年に、最終的な自由を保障することが連邦憲法に要求されない。しかし、成熟、改善することに基づき、州は受刑者に実質的な釈放可能性を得る機会を与えなければならない<sup>27)</sup>。

*Miller* 判決によると、刑罰の目的からすると、少年と成人は憲法上の地位が異なる。なぜならば、少年はより軽い有責性とより高い改善可能性を持っているゆえ、最も重い刑罰を受けるべきではないからである<sup>28)</sup>。心理学や脳科学などの科学的根拠は、少年と成人の間の差を証明している。その差は3つの方面に表現される。この3つは、少年は成人のように成熟しておらず、性格もまだ固定しておらず、少年の行為が改善不可能までは言い難いことである<sup>29)</sup>。

仮釈放のない終身刑の性質や特徴について、*Miller* 判決は主に *Graham* 判決の法廷意見を引用している。法廷意見は、*Graham* 判決で、死刑と仮釈放のない終身刑は同じ特徴を有する、という結論を支持し<sup>30)</sup>、社会復帰の目的からすると、仮釈放のない終身刑は刑罰として正当化できず、社会復帰の理念を完全に放棄したと援用している<sup>31)</sup>。その結果、少年に対する究極的刑罰（仮釈放のない終身刑）を死刑の同種の刑罰（as akin to the death penalty）と見なし、最も重い刑罰として取り扱うこととなった<sup>32)</sup>。

---

25) *Id* at 69.

26) *Id* at 74.

27) *Id* at 75.

28) *Miller*, 567 U.S. at 470.

29) *Id* at 471.

30) *Id* at 470.

31) *Id* at 473.

32) *Id* at 475.

## 2. 全面的に仮釈放のない終身刑を否定した判決

*Miller* 判決と *Graham* 判決は、連邦最高裁による判例であり、*Bassett* 判決は、ワシントン州最高裁判所が上記の判例を踏まえ、ワシントン州憲法の下で下した判決である。本節では、*Bassett* 判決の法廷意見を検討し、仮釈放のない終身刑の性質をさらに明らかにする。

### 2.1 事実の概要

*Bassett* は16歳であった時、親に家から追い出され、McDonaldと掘っ立て小屋に住んでいた。ある日、McDonaldによる幫助を受け、*Bassett* は密かに実家に戻り、親2人を射殺し、彼の兄弟を浴槽で溺死させた。*Bassett* は3つの謀殺罪で訴され、有罪判決を受け、仮釈放のない終身刑を科された。1996年当時、ワシントン州法 RCW 10.95.030 (1993) により、加重第1級謀殺罪に対する仮釈放のない終身刑は必要的に科される刑罰であった<sup>33)</sup>。

*Miller* 判決が出されたため、拘禁された約20年後、*Bassett* の刑を見直す機会がおとずれた。*Miller* 判決に應えるため、ワシントン州の立法機関は RCW 10.95.030 を改正し、少年に対する規定が追加された<sup>34)</sup>。それは、16歳と17歳の少年が加重第1級謀殺罪を犯し、少年に仮釈放のない終身刑を科す前に、*Miller* 判決が述べた刑罰の軽減要素を考慮すべきということである。また、新たに制定された RCW 10.95.035 によると<sup>35)</sup>、*Bassett* のような必要的に仮釈放のない終身刑が科された少年に対して、再び量刑の手続きをしなければならない<sup>36)</sup>。

*Bassett* は改正後の法に基づき、新たな量刑審による審理を受けた。その時、

---

33) *Bassett*, Slip op. at 2.

34) RCW 10.95.030 が修正されたのは、第3号であり、その内容は以下のようである。(a)(i) 16歳未満の少年が加重第1級謀殺罪を犯した場合、25年の有期拘禁刑から終身刑までの刑が科される。(ii) 16歳以上18歳未満の少年が加重第1級謀殺罪を犯した場合、25年の有期拘禁刑から終身刑までの刑が科される。その場合、最低服役期間を設定することができ、その期間の仮釈放や早期釈放はできない。(b) 最低服役期間を決める際、*Miller* 判決が示した罪責の軽減要素、つまり、被告人の年齢、幼年時の経歴、少年の事実上の責任能力、改善更生の可能性、及びその他の要素を考慮しなければならない。

35) 2014年6月1日前に、本章またはいかなる前の法律により、18歳未満の少年が仮釈放のない終身刑に科された場合、量刑法廷において再量刑を受ける必要がある。

36) *Bassett*, Slip op. at 3-4.

Bassett 側は暴力的な家庭で生活を送ったことや刑務所で改善できたことなど、100 項目以上の刑罰の軽減要素についての証拠を提出した。専門家もそれに対して証言をした。州側は、それに対して反論する証拠を提出しなかったが、量刑審の裁判官は、Bassett 側が提出したほとんどの証拠を採用せずに、仮釈放のない終身刑を言い渡した<sup>37)</sup>。

Bassett は上訴し、刑罰の軽減要素の証拠のほかに、新たに上訴理由を挙げた。それは、RCW 10.95.030 の少年に対する仮釈放のない終身刑は、典型的に残虐な刑罰であるから、ワシントン州憲法第 1 条 14 項に違反するというものである。これに対して、州側は、それに対する書面と口頭による反論をしなかったので、州控訴裁判所は州がその上訴理由に答えることを要求した。結果的に、州控訴裁判所は *Graham* 判決とアイオワ州での *State v. Sweet* 判決<sup>38)</sup>を引用し、少年に対する仮釈放のない終身刑は州憲法に違反するという判決を出した。それに対して、州側は、ワシントン州における *Fain* 判決<sup>39)</sup>による基準で審査するべきであると主張し、州控訴裁判所が間違った判例を引用したということを理由として、再審査を請求した<sup>40)</sup>。

ここで問題になる 4 つの点がある：

- ①ワシントン州憲法第 1 条 14 項は、アメリカ連邦憲法修正第 8 条よりも保護的であるかどうか
- ②州最高裁は、典型的な禁止基準<sup>41)</sup>に基づき、あるいは *Fain* 判決による比例原則の基準（以下は *Fain* 基準を言う）<sup>42)</sup>に基づき、憲法上の審査をするべきか
- ③典型的な禁止基準に基づき、少年に対する仮釈放のない終身刑はワシントン州

37) *Id* at 4-5.

38) *State v. Sweet*, 879 N.W. 2d 811 (Iowa, 2016).

39) *State v. Fain*, 94 Wn. 2d 387, 617 P. 2d 720 (Wash. 1980).

40) *Bassett*, Slip op. at 5-6.

41) 典型的な禁止基準というのは、当該刑罰に対して、全国一致で反対する客観的な証拠があるか否か、裁判所は先例、及び「残虐な刑罰」の文言、歴史、目的に基づき、事件に対する個別の理解と解釈、という 2 つの要素がある基準である。*Id* at 15.

42) *Fain* 基準は、①犯罪の性質、②法律背後の立法目的、③その他の法域において科される刑罰、④同じ法域内、その他の犯罪に与える刑罰、という 4 つの要素を考慮する。*Id* at 15.

憲法第1条14項に違反するかどうか

- ④ Fain 基準によると、少年に対する仮釈放のない終身刑はワシントン州憲法第1条14項に違反するかどうか

## 2.2 法廷意見の概要

判決の主文としては、少年に対する仮釈放のない終身刑は残虐な刑罰であるため、ワシントン州憲法第1条14項に違反するというものである。州最高裁は、控訴裁判所の判決を維持し、本件を第1審裁判所に差し戻し、州最高裁の法廷意見に基づき、改めて量刑審を行うこと要求した<sup>43)</sup>。

法廷意見は、上述の4つの問題について、検討をした。

ワシントン州憲法第1条14項は、アメリカ合衆国憲法修正第8条よりも保護的であるかどうかを判断するために、州側は、*Gunwall* 判決<sup>44)</sup>による基準で審査する必要があると主張した。一般的には、ワシントン州憲法第1条14項は、より保護的であるが、例外的な先例もあるため、そのより保護性の強い規定の具体的な適用について、解釈をしなければならない。そのため、本件について、改めて *Gunwall* 基準で審査する<sup>45)</sup>。

*Gunwall* 基準には6つの要素がある。それは、①州憲法の文言、②同趣旨の規定における州憲法と連邦憲法の条文の文言上の違い、③州憲法とコモンローの歴史、④既存の州法、⑤州憲法と連邦憲法の構造上の差異、⑥州と地方が特定の問題に対する関心事、などである<sup>46)</sup>。

ワシントン州憲法第1条14項は「過度の保釈金や過度の罰金、または残酷な刑罰を課すことを禁じる」と規定しており、連邦憲法修正第8条（過度の保釈金や過度の罰金、または残酷で異常な刑罰を課すことを禁じる）と比べて、「で異

---

43) *Id* at 25-26.

44) *State v. Gunwall*, 106 Wn. 2d 54, 720 P. 2d 808 (Wash. 1986). *Gunwall* 基準は、ワシントン州裁判所が、特定の状況の下で、州憲法はアメリカ連邦憲法に、より強い保護性を持っているか否かを判断するときに従う基準である。仮に当事者は、州裁判所に、州と連邦の平行の憲法条文が異なる保護を提供しているか否か、ということの解釈を要求する際、裁判所は、*Gunwall* 基準に従い、解釈をしなければならない。

45) *Bassett*, Slip op. at 8-10.

46) *Id* at 10.

常」という言葉を省略している。両方の文言からすると、州憲法の場合、「残虐かつ異常」を要求せず、「残虐」だけで、その刑罰を禁じるべきとする。そのため、第1条14項の保護範囲は、修正8条の範囲より広い。そして、州憲法の制定の歴史には、「残虐」という言葉は制定者の意図を十分に表現したと証明されて、「異常」の言葉を追加する修正案は棄却されたという経緯がある。つまり、Gunwall 基準の最初の3つの要素に従って解釈をすると、第1条14項は修正第8条に対し、より広い権利を被告人に付与している<sup>47)</sup>。

第4の要素により、州裁判所は、成文法を含む既存の州法が州憲法に影響を与えることができるということを考慮しなければならない。それを根拠にして、州側は、100年前から少年法廷が存在せず、少年に対して死刑まで執行したことがあると主張した。しかし、州法は変わっており、少年に対する保護も広がっている。Miller 判決以来、州最高裁は、Miller、Roper、Graham 判決が論じた心理学、神経科学的証拠を認め、18歳を少し超えても、その年齢は罪責を軽減する要素になりうる<sup>48)</sup>、Miller 判決の論理は、文字通りの仮釈放のない終身刑のみならず、事実上の仮釈放のない終身刑も適用できる<sup>49)</sup>、などの判決を出した<sup>50)</sup>。

また、州の立法機関も、法の修正を行っている。例えば、少年を成人と見なし裁判を行う場合、成人に対する必要的な最小限の刑罰を適用できなくなり<sup>51)</sup>、少年を成人と見なす裁判の場合、少年に対する仮釈放の資格の範囲が広がった<sup>52)</sup>。他には、Miller 判決後、15歳以下の少年に対する仮釈放のない終身刑も廃止された<sup>53)</sup>。立法及び判例両方から見ると、少年はワシントン州において、より強く保護されている。そのため、第1条14項は修正第8条より保護的である<sup>54)</sup>。

---

47) *Id* at 10-11.

48) *State v. O'Dell*, 183 Wn. 2d 680, 691-96, 358 P. 3d 359 (Wash. 2015).

49) *State v. Ramos*, 187 Wn. 2d 420, 438, 387 P. 3d 650, *cert. denied*, 138 S. Ct. 467 (Wash. 2017).

50) *Bassett*, Slip op. at 11-12.

51) RCW 9.94A.540(3).

52) RCW 9.94A.730

53) RCW 10.95.030(3)(a)(i).

54) *Bassett*, Slip op. at 11-13.

第5の要素について、州最高裁は *State v. Young* 判決<sup>55)</sup>を引用し、以下のよう述べた。連邦憲法は、州の権限の一部に付与されるものである。一方、州の権限は、州憲法に制限される。第5の要素が求めるのは、独立の州憲法に対する解釈である<sup>56)</sup>。

本件の場合、第6の要素は第4の要素と関係がある。州の法改正及び判例により、少年の権利に対する保護範囲は広がった<sup>57)</sup>。

以上のように、6つの要素はすべて、第1条14項は修正第8条より保護的であることを示している。従って、州最高裁は少年の量刑に対して、第1条14項は、修正第8条に比べて、より保護範囲が広いと主張している<sup>58)</sup>。

州側は、州控訴裁判所が、間違って連邦最高裁による類型的なアプローチを選び、州の伝統的な Fain 基準を放棄したと主張した。確かに、先例は Fain 基準に基づき、第1条14項を解釈したことがある。しかし、州最高裁は、すべての刑罰の残虐さに対する疑いに対し、Fain 基準に絞られて判断する必要がないと反論した。Fain 基準は伝統的に罪刑均衡についての判断基準であるものの、少年犯罪に対する基準ではない。その特別な類型の犯罪は Fain 基準を採用した事件とは異なるため、州最高裁は、本件を検討する時、最も適当な基準を自由に選べるとさらに判示した<sup>59)</sup>。

Fain 基準の構造は、特定の犯罪に対する刑罰が比例的であるかどうかを考慮するが、類型的な犯罪に対する考慮がない。それに対し、類型的な禁止基準は、少年の特徴を考慮することを導く。Bassett も少年の特徴に基づき、類型的な禁止を求め、意見を述べた<sup>60)</sup>。

以上の検討により、州最高裁は、本件に類型的な禁止基準を採用するが、Fain 基準自体を否定するものではないと判示した<sup>61)</sup>。

---

55) *State v. Young*, 123 Wn. 2d 173, 180, 867 P. 2d 593 (Wash. 1994).

56) *Bassett*, Slip op. at 13.

57) *Id* at 13.

58) *Id* at 14.

59) *Id*.

60) *Id* at 15-17.

類型的な禁止基準の第1段階は、立法及び実務から見て、全国で一致する少年に対する仮釈放のない終身刑を反対する傾向があるかどうかである。そこで重要なのは、反対する州の数ではなく、変化方向の一致性である。そして実際、*Miller* 判決以前は、全面的に少年の仮釈放のない終身刑を禁止したが、*Miller* 判決以来、2018年1月まで、すでに20州とコロンビア特別区はその刑罰を廃止した。また、4州では、仮釈放のない終身刑受刑者がいない。その他の州は少年に仮釈放のない終身刑が科される犯罪の範囲を制限した。以上のような傾向は、決定的な理由ではないが、一定程度に、第1条14項の下で、少年に対する仮釈放のない終身刑は残虐であることを説明できる<sup>62)</sup>。

第2段階の個別の検討は、本件の場合、少年に対する仮釈放のない終身刑が残虐であるか否かである。すでに述べたように、少年の特徴からすると、その刑事責任は成人より低いため、責任が軽減された以上、最も重い刑罰を科すわけではない。また、連邦最高裁は、死ぬまで少年を刑務所に収監することは残虐であると判示した。さらに、連邦最高裁は、刑罰の目的である応報、予防、無能力化、社会復帰の点から検討をした。罪責が軽減されたので、応報に基づく罰の判断も寛容化されるはずである。*Graham* 判決と *Miller* 判決が論じたように、少年は衝動的性格のゆえに、行為時に潜在する刑罰を考慮する可能性が低いのである。そして、死ぬまで拘禁することで、無能力化させることの前提は、少年が、永遠に社会に危険を与えることと社会復帰不可能ということを認定することである。しかし実際に、そこまで証明することはできない。仮釈放のない終身刑は、結局、社会復帰という刑罰目的も放棄した<sup>63)</sup>。

以上の類型的な禁止基準の2つの要素から検討すると、少年は成人より低い罪責を負うし、少年の特徴から見れば、仮釈放のない終身刑は刑罰の目的を満たさない。その結果、各州は、少年に対する仮釈放のない終身刑を迅速に禁止するようになっている。したがって、少年に対する仮釈放又は早期釈放できない終身刑は残虐であり、RCW 10.95.030(3)(a)(ii)は州憲法第1条14項に違反する<sup>64)</sup>。

---

61) *Id* at 17.

62) *Id* at 18-19.

63) *Id* at 20-23.

さらに、州最高裁は、Fain 基準の4つの要素にも基づき、検討をした。

犯罪の性質から見れば、加重第1級謀殺罪は疑いなく最も重大な犯罪である。

RCW 10.95.030(3)(a)(ii)の立法目的は、*Miller* 判決に従い、量刑審による審査の際、少年の罪責の軽減要素を考慮することを要求することである。

典型的な禁止基準の第1段階で検討されたように、他州の少年に対する仮釈放のない終身刑についての立法の傾向からすると、その刑罰は州憲法に違反することを支持する。

ワシントン州において、加重第1級謀殺罪に限って、少年に仮釈放のない終身刑を科すことができる。仮に少年がその他の犯罪、あるいは併合罪で有罪判決を受けた場合、受刑中の規則に違反しない限り、20年後に早期釈放の資格が与えられる。両刑罰の間にあるギャップは極めて大きいため、仮釈放のない終身刑は罪刑の均衡を失するものと考えられる。

したがって、Fain 基準で検討しても、少年に対する仮釈放のない終身刑は、罪刑の均衡を失する刑罰であり、RCW 10.95.030(3)(a)(ii)は州憲法第1条14項に違反する<sup>65)</sup>。

### 3. 上述した判例から見る仮釈放のない終身刑の本質

*Solem v. Helm* 判決からすると、仮釈放のない終身刑受刑者は、州知事による恩赦を受け、理論的に、再び減刑などがされる可能性があるものの、その恩赦は恣意的なものであり、明確な基準がないため、事実上の釈放が一般的に期待できない。本件では、それは、仮釈放のない終身刑が罪刑の均衡を著しく失する刑罰であるとされた理由の1つである。

*Graham v. Florida* 判決の判旨は、非殺人犯罪を行った少年に対して、仮釈放のない終身刑を科すことである。裁判において争点となったのは、少年の責任能力などであるが、連邦最高裁は、仮釈放のない終身刑の性質に対しても意見を述べた。それは、恩赦などの制度があるものの、仮釈放のない終身刑は、現実的に釈放される刑罰とは言えないため、刑罰の目的の1つである社会復帰の道を完全

---

64) *Id* at 24.

65) *Id* at 24-25.

に閉ざした刑罰である。仮釈放のない終身刑は死刑と同じ特徴を有することを判示している。

*Miller v. Alabama* 判決は、少年に対する仮釈放のない終身刑の必要的科刑は、修正第8条に違反すると判断した。それは、非殺人犯罪に対する死刑を禁止する判決、知的障害者に対する死刑を禁止する判決、少年に対する死刑を禁止する判決、および *Graham* 判決、などの判決理由を抽出し、まとめてきた結論である。個別の状況を考慮せずに、事実上、一生涯刑務所から出られない仮釈放のない終身刑を、少年に必要的に科すことは、刑罰の予防と社会復帰の目的からすれば、妥当ではなく、比例原則に違反するということが明らかとなった。

*Miller* 判決で仮釈放のない終身刑の性質に対する論拠は、主に *Graham* 判決を引用した。すなわち、仮釈放のない終身刑は、社会復帰の理念を放棄した刑罰であり、死刑とは同族の刑罰であるということを指摘した。

*Bassett* 判決で、ワシントン州最高裁は、州側の上訴理由から、4つの問題点を示して審理した。最初に出された結論としては、州憲法第1条14項は、アメリカ合衆国憲法より、その保護範囲は広いということである。州憲法を解釈する基準は、2つの先例がある。本件の場合、州最高裁は、「類型的な禁止基準」を採用すると決めたが、「Fain 基準」にも従って、検討をした。結局、同じ結果が導かれた。すなわち、少年に対する仮釈放のない終身刑は、州憲法に違反し、残虐な刑罰に当たるとされた。

少年が、成人とは異なるということについては、*Miller* 判決などの先例が引用されたが、本判決によって、改めて判断された。責任の軽減、応報に基づく罰の判断が寛容化されるなどの理由は、少年が成人より軽い刑罰を受けることを支持する。しかし、州憲法に禁止される「残虐な刑罰」に当たる主な理由は、少年に対する仮釈放のない終身刑が、釈放の可能性を事実上完全に否定し、受刑者の社会復帰という重要な刑罰目的を放棄したためである。

現在のところ、アメリカ合衆国において、仮釈放のない終身刑に対する禁止は、少年による非殺人事件、及び殺人事件の必要的科刑にとどまっている。すなわち、少年による殺人事件は、厳格な量刑手続きを受ける場合、仮釈放のない終身刑は、

未だ科される。仮釈放のない終身刑を受けた少年受刑者は、職業訓練などの改善更生のプログラムに参加することも制限されている。税金の無駄使いとされているためである。*Miller* 判決の決定は、先例や現行の公共政策に適合している。しかし、仮釈放のない終身刑を完全に禁止すれば、少年受刑者は、社会復帰のためのプログラムに参加する機会も多くなるはずであると判示されている<sup>66)</sup>。

*Helm* 判決は、初めて仮釈放のない終身刑における釈放可能性を指摘する判例である。3つの少年事件において、その釈放可能性についてさらに論じていた。こうした検討に導かれた共通する結論は、仮釈放のない終身刑の本質を示すことと考えられる。すなわち、恩赦などを期待できず、事実上の釈放可能性がなければ、刑罰目的の重要な1つである社会復帰を放棄したということである。そのため、社会復帰の放棄は、アメリカにおける仮釈放のない終身刑の本質であり、死刑との同質性のあるところであるといえよう。

#### IV おわりに

*Gregg* 判決により、死刑自体は憲法に違反せず、手続上の保障が十分であり、死刑判決の恣意性を回避できれば、死刑は適用できるとされた。*Harmelin* 判決が述べたように、仮釈放のない終身刑は、死刑とは異なる刑罰であり、死刑のような高度な手続上の保障がなくても適用できる。加えて、重大な犯罪であると認められれば、個別的に量刑をせず、必要的科刑もできる。つまり、アメリカにおいては、死刑と仮釈放のない終身刑両方とも、その刑罰自体は憲法に違反するものではなく、仮釈放のない終身刑を死刑より軽い刑罰に位置付けている。死刑さえ憲法に違反するとされていないアメリカにおいては、死刑より軽いとされる仮釈放のない終身刑も違憲とみなされないのは当然のことである。死刑と仮釈放のない終身刑の相違点、ここで換言すれば、執行によって命を奪うことを除き、後者は死刑より軽いところについては、*Schick* 判決と *Harmelin* 判決が述べた。そ

---

66) Anna K. Christensen, *Rehabilitating Juvenile Life without Parole: An Analysis of Miller v. Alabama*, 4 CALIF. L. REV. CIRCUIT 132, 139-140 (2013).

れは、「大統領に恩赦、減刑、仮釈放なしの取り消しを求めることができる」、「遡及効のある立法による法定刑の引き下げ、恩赦の可能性はある」などである。すなわち、仮釈放のない終身刑は、理論上の釈放可能性はまだ残っているということである。

しかし他方、最近の立法と判例からすると、アメリカにおいては、仮釈放のない終身刑の残虐性を意識したため、その適用を徐々に制限している。特に少年犯罪者に対し、全面的に仮釈放のない終身刑を廃止する立法<sup>67)</sup>は行われ、その刑罰が憲法に違反するとされた判決が出された。第三章で取り上げた連邦最高裁による3つの判決は、直接に仮釈放のない終身刑が憲法に違反するまでには至らなかったが、仮釈放のない終身刑の性質に対する悪い評価は、判例での意見からすでに見られる。仮釈放のない終身刑受刑者は、理論上、恩赦により釈放される可能性が残るものの、その恩赦に明確的な基準がないため、現実的に釈放されることを期待できない。少年の可塑性など、科学的証拠により証明されたことは、少年の高い改善可能性を指している。*Graham* 判決と *Miller* 判決以来、社会復帰を理由として、少年に対する終身刑を全面的に禁止することを呼びかける研究者も多くいる<sup>68)</sup>。こうした影響を受け、*Bassett* 判決は、*Miller* 判決などを受け継ぎ、少年に対する仮釈放のない終身刑は残虐な刑罰と認め、ワシントン州憲法14条に違反すると判示した。

2014年の *Trabelsi v. Belgium* 事件<sup>69)</sup>において、申立人はアメリカに引き渡された場合、仮釈放のない終身刑が科される。この判決では、欧州人権裁判所は、

67) *Bassett* 判決で論じられたように、2018年1月まで、すでに20州とコロンビア特別区は、少年に対する仮釈放のない終身刑を廃止した。具体例としては、カリフォルニア州は2017年の法改正により、犯行時18歳未満の少年に対する仮釈放のない終身刑を廃止した。拘禁されてから25年目に、仮釈放委員会による受刑者に対する仮釈放のヒアリングを行わなければならない。

68) See Alexander L. Nostro, *The Importance of an Expansive Deference to Miller v. Alabama*, 22 AM. U. J. GENDER Soc. POL'y & L. 167, 188-190 (2013). Doriane Lambelet Coleman & James E. Coleman Jr., *Getting Juvenile Life without Parole Right after Miller v. Alabama*, 8 DUKE J. Const. L. & PUB. POL'y 61, 70-71 (2012). Anna K. Christensen, *supra* note 66.

69) *Trabelsi v. Belgium* [2014] ECHR 140/10.

アメリカにおいて恩赦制度があるものの、仮釈放のない終身刑受刑者が、事実上釈放される見込みがないと認定した。そのため、申立人のアメリカへの引き渡し決定は、欧州人権条約3条に違反するとした。なぜならば、ヨーロッパにおいて、終身刑を厳しく制限しており、受刑者の法律上と事実上の釈放見込み、および審査の可能性を要求している<sup>70)</sup>からである。その要求を満たさない終身刑は、非人道的な刑罰に当たり、欧州人権条約3条に違反するとされている。そして、他方、死刑も同じく、条約3条に違反する非人道的な刑罰であるとされている。

法治国家としては、死刑の廃止を含む刑罰改革を検討する際、常に近代刑罰本来の目的である社会復帰などと、人道主義や人権主義を基準とするべきであるように思われる。同様に、死刑を廃止することの代わりに、仮釈放のない終身刑を導入することの是非も、上述の基準に従って、検討しなければならない。しかし、アメリカの場合は、そのような検討が見られない。社会復帰の目的は、一定程度考量されているものの、死刑と仮釈放のない終身刑は依然として適用されている。

成人に対する死刑はまだ全面的に禁止されていないため、仮釈放のない終身刑の適用は、少年犯罪の場合のみに制限されたのは、当然のことである。その理由の1つは、少年は成人より、高い改善可能性を有するからである。しかし、成人は裁判の時点で、少年のような高い改善可能性があるという確証はないが、まったく改善できないという証拠もない。むしろ、改善できた例はたくさん紹介されている<sup>71)</sup>。成人犯罪に対する仮釈放のない終身刑の場合、応報、予防、無能力化という刑罰目的には、適うかもしれないが、社会復帰という重要な目的には適わない。死刑は特異な刑罰とされる理由の1つは、社会復帰を刑事司法の基本的な目的にしないことである、ということは、*Furman* 判決の同意意見に指摘された<sup>72)</sup>。しかし、理論上に釈放の可能性がある、という点では、死刑と仮釈放のない終身刑の間に、本質的な区別が見られない。実際にもアメリカでは、徐々に、仮釈放のない終身刑が死刑と同質のものと扱われてきている。仮に死刑が残虐で

70) 田鎖麻衣子「欧州人権条約3条と終身刑」新倉修古稀『国境を越える市民社会と刑事人権』382頁、383、390-393頁（現代人文社、2019）。

71) See MARC MAUER & ASHLEY NELLIS, THE MEANING OF LIFE, 19-23, 37-42, 67-72, 95-99, 123-127, 169-174, (2018).

72) *Furman*, 408 U.S. at 306 (Stewart, J., concurring).

あるとすれば、同じように事実上社会復帰の可能性のない仮釈放のない終身刑も、残虐であるということになるため、仮釈放のない終身刑で死刑を代替することには慎重でなければならない。